

# 介護予防支援等重要事項説明書

## ＜令和 6 年 4 月 1 日現在＞

### 1 当所が提供するサービスについての相談窓口

目黒区南部包括支援センター  
 電話 03-5724-8033 (午前8時30分～午後5時)  
 担当 管理者

### 2 目黒区南部包括支援センター（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）の概要

(1) 指定介護予防支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	目黒区南部包括支援センター
所在地	東京都目黒区碑文谷1-18-14 碑小学校内南西側
指定番号	介護予防支援 (1301000046号)
サービスを提供する地域	目黒本町2丁目～6丁目、原町全域、洗足全域、南1丁目～2丁目、碑文谷1丁目～4丁目

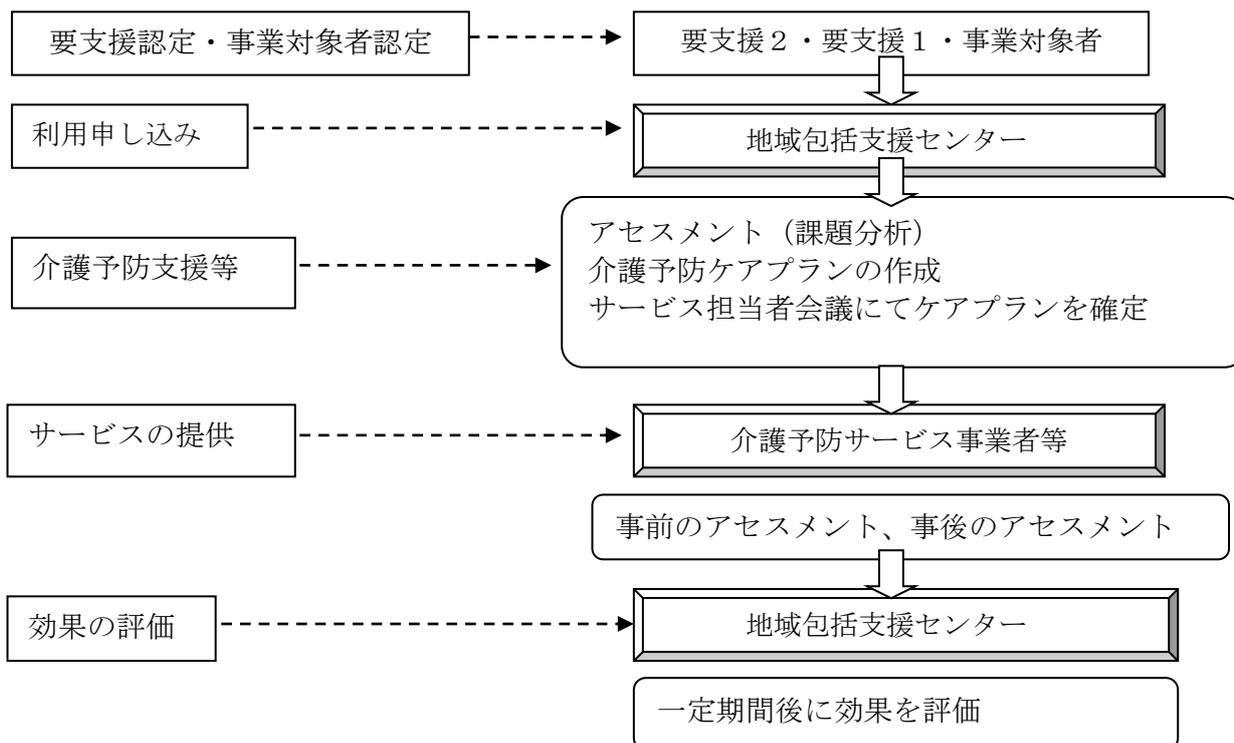
(2) 同事業所の職員体制

	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者	事務統括(兼務)	1名		14名
保健師・看護師 社会福祉士 主任介護支援専門員等	介護予防支援業務(ケアプラン作成等)	12名	0名	
事務職員	事務		1名	

(3) 開設時間

月～土	午前8時30分～午後5時
日・祝日及び12月29日～1月3日までは休業	

### 3 介護予防支援の申込みからサービス提供までの流れ



## 4 利用料金

### (1) 利用料

要支援認定又は事業対象者認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。(利用料は契約書別紙の利用料金を参照下さい。)

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき契約書別紙の金額をいただき、当所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日目黒区の担当窓口へ提出することにより、払戻しを受けられます。

### (2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話か来所の上、お申し込み下さい。当所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

#### ②当所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を委託先としてご紹介します。

#### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護予防支援等を必要としない施設に入所又はサービスを開始した場合。
- ・利用者の要支援認定区分が、非該当（自立）又は要介護と認定された場合
- ・サービス事業対象者としてサービスを受けていた利用者の場合は、要介護と認定され介護給付サービスを利用した場合
- ・利用者が死亡した場合
- ・利用者が区外に転出又はサービス提供地域から転居した場合

#### ④その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護予防支援職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合があります。

### (3) サービス計画作成等の委託について

当事業所は、サービス計画の作成、利用者宅へ訪問して行う業務及びこれらに付随する事務を居宅介護支援事業者へ委託する場合があります。この場合、委託先の事業者及び担当者の氏名をお知らせします。

## 6 当所の介護予防支援計画の特徴等

### (1) 運営の方法

個人の尊厳を大切にし、利用者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように援助を行います。事業者は地域福祉の推進を目的とした団体ですので、地域のサービスや地域の方々の力を組み合わせながら、地域で信頼され、喜ばれるサービスの提供を行ってまいります。この事業をとおして目黒区における地域福祉の向上に寄与します。

### (2) 介護予防支援等の実施概要等

- ①介護保険法 115 条の 22 に基づき指定介護予防支援事業所として目黒区の指定を受けて、目黒区南部包括支援センターの所轄区域で業務を行います。
- ②目黒区包括的支援事業実施要綱及び国から示された地域包括支援センター業務マニュアルに基づき実施します。
- ③ケアプラン原案作成を委託した場合は、介護予防の観点から原案の内容を点検、確認を行い当事業所が作成する物と変わらないものとします。

事 項	有無	備 考
調査(課題把握)の方法	○	東京都推奨方式

## 7 内容及び手順の説明および同意

### (1) サービスの選択

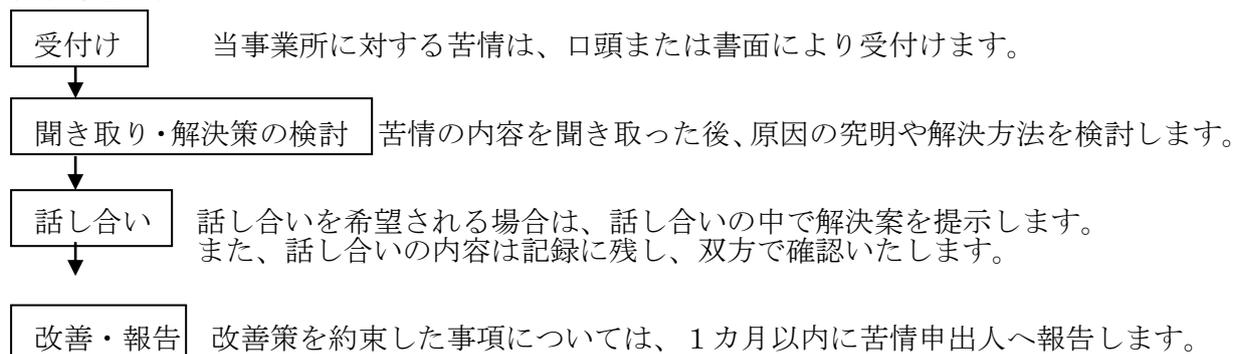
利用者やご家族は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができることと、ケアプランに位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

### (2) 医療機関との連携

利用者やご家族は、利用者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合には、利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えてください。

## 8 サービスに関する苦情

### (1) 対応の流れ



### (2) 当事業所の利用者相談・苦情担当

当法人の介護予防支援等に関するご相談・苦情および介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

目黒区南部包括支援センター管理者 電話 03-5724-8033

### (3) その他

当法人以外に、目黒区の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ① 目黒区介護保険課介護保険管理係 電話 03-5722-9574
- ② 権利擁護センター「めぐろ」 電話 03-5768-3963～4
- ③ 東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

## 9 秘密保持

### (1) 守秘義務

当所の職員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

### (2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項

- ① 当所は利用者から介護予防支援等利用契約書で交わされる同意書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- ② 当所は利用者のご家族から介護予防支援等利用契約書で交わされる同意書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご家族の個人情報を用いません。

## 10 事故発生時・緊急時対応

当所の職員が訪問時に、利用者の容態変化・事故の発生等、緊急事態が生じた場合は、迅速に主治医、救急隊、家族、目黒区等へ連絡し、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供に伴って当所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、その損害を速やかに賠償します。

## 11 当法人の概要

- (1) 名称・法人種別 社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会
- (2) 代表者役職・氏名 会長 辰巳 ヒロミ
- (3) 本部所在地 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎別館3階
- (4) 電話番号 03-3719-8909
- (5) 社会福祉事業
  - ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - ② 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
  - ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - ④ ①から③のほか社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
  - ⑤ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
  - ⑥ 共同募金事業への協力
  - ⑦ ボランティア活動の振興
  - ⑧ 有償家事援助事業
  - ⑨ 福祉サービス利用援助事業の経営
  - ⑩ 子育て援助活動支援事業の経営
  - ⑪ 障害福祉サービス事業の経営
  - ⑫ 移動支援事業の経営
  - ⑬ 生活支援体制整備事業
  - ⑭ 居宅介護支援事業
  - ⑮ 地域包括支援センターの経営
  - ⑯ その他この法人の目的達成のため必要な事業

令和 年 月 日

介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

### 事業者

所在地 東京都目黒区碑文谷1-18-14 碑小学校内南西側

名称 目黒区南部包括支援センター

説明者 氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面を受領し、事業所から介護予防支援等について重要事項説明を受け、同意いたしました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_